

令和3年度 学びを支える経済的な制度の主なもの（中学校卒業後）

令和3年4月1日現在

名 称		種 別			保証人	制度の概要 (詳細は問い合わせ先でご確認ください)			問い合わせ先					
		給付	貸付			授 業 料 減 免 等	対 象	内 容	その他	各 学 校	島 根 県	福 祉 事 務 所	社 福 協	そ の 他
			無 利 子	有 利 子										
1	(公)高等学校等就学支援金				○		「保護者等の課税標準額(課税所得額)×6%－市町 村民税の調整控除の額」で算出した額が304,200円未満 の世帯	授業料 → 支援金は学校に対して支給されます。 → 私立高校について。授業料と支給された就学支援金と の差額が発生する場合、差額分については負担する必要 があります。(授業料減免制度を利用する方を除く)	私立高校については独自の特待制度がある学校も あります。詳細は各学校にお問い合わせください。	○	管			
	(私)高等学校等就学支援金				○					○	総			
2	(公)高等学校等奨学のための給付金	○					・保護者等が島根県内に居住している生徒 ・市町村民税所得割が非課税の世帯、生活保護法の規 定による生業扶助を受けている世帯の生徒	教育費(授業料以外)		○	管			
	(私)高等学校等奨学のための給付金	○								○	総			
3	島根県高等学校定時制課程等 修学奨励資金		○			要	・経常的収入を得る職業に就いている生徒 ・年間収入額279万円以下 ・通信制課程については島根県内に住所を有する生徒	奨学金(月額)14,000円	日本学生支援機構の奨学金とは併用できません。	○	情			
4	高等学校定時制・通信制課程 教科書等給与費	○					一定の修得単位数等の基準を満たす有職の生徒	教科書等無償給与		○	情			
5	特別支援教育就学奨励費 (特別支援学校)	○					特別支援教育学校に就学する生徒	就学の経費(保護者の負担能力の程度に応じて負担)	「生活保護法による高等学校等就学費」との併用は できません。	○	特			
6	私立高等学校等の授業料減免制度				○		市町村民税所得割が非課税の世帯、または家計急変 により所得割額が非課税相当となった世帯の生徒	就学支援金と授業料との差額分	補助金が、学校法人に対して支給されます。	○	総			
7	生活保護法による高等学校等就学費	○					生活保護受給世帯で、実施機関が必要と認めた方	就学の経費(基準額あり)	・他資金との併用は原則可能(条件あり)です。 ・特別支援教育就学奨励費との併用はできません。		地	○		
8	島根県育英会高等学校等奨学資金		○			要	・島根県出身の生徒 ・経済的理由により修学が困難な生徒	・奨学金(返還免除規定あり)(自宅外増額あり) (月額)公立18,000円～、私立33,000円～ ・入学支度金 私立のみ23,100円	他資金との併用は原則できません。	○				島
9	島根県立高等技術校授業料減免				○		経済的理由等によって授業料・寄宿舎使用料の納付が 困難な学生	・授業料・入校料(全額免除、2/3減免、1/3減免) ・寄宿舎使用料(全額免除、半額減免、1/4減免)		○				
10	生活保護法による技能修得費	○					・生活保護受給世帯 ・生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を 習得する経費を必要とする人で実施機関が必要と認め た方	技能修得費(年間)原則、83,000円以内(1年を限度とする)	状況によっては給付期間の延長または給付額の増 額があります。		地	○		
11	生活保護法による就職支度費	○					・生活保護受給世帯 ・就職の確定した人で、実施機関が必要と認めた方	就職支度費32,000円以内			地	○		
12	生活福祉資金(教育支援資金) 【(教育支援費・就学支度費)】		○			△	・島根県内に居住 ・収入が少ない世帯で、必要な融資を他から受けること が困難であると認められる世帯	①教育支援費(月額)高校35,000円以内 ②就学支度費(①と併用可)50万円以内	他の資金が利用可能な世帯は貸付に制限がありま す。	○			○	民
13	生活福祉資金 【福祉資金(技能習得費・福祉費)】		○	(○)		△		①技能習得費:就職に必要な知識・技能の習得経費 130万円以内(6ヶ月程度)～580万円以内(3年以内) ②福祉費:就職、技能習得等の支度のための経費 50万円 以内	・他の資金が利用可能な世帯は貸付に制限がありま す。 ・連帯借受人・連帯保証人を立てない場合は有利子 となります。	○			○	民

名 称		種 別			保証人	制度の概要 (詳細は問い合わせ先でご確認ください)			問い合わせ先					
		給付	貸付			授業料 減免等	対 象	内 容	その他	各 学 校	島 根 県	福 祉 事 務 所	社 福 協	そ の 他
			無 利 子	有 利 子										
14	母子父子寡婦福祉資金 (就学支度資金)		○			△	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する子ども、または父母のない子ども、寡婦が扶養する子ども(孫、ひ孫等を含む)	就学支度費(自宅外は10,000円増額) ①高校・高専等(国公立)150,000円(私立)410,000円 ②修業施設 未定(自宅外は282,000円)			青	○		
15	母子父子寡婦福祉資金(修学資金)		○			△		修学の経費(月額)(私立・自宅外は増額) ①高校 27,000円～ ②高専 31,500円～			青	○		
16	母子父子寡婦福祉資金(修業資金)		○			△		就職に必要な知識・技能の習得経費を貸付(月額)68,000円 ※別に自動車免許取得のための特別貸付あり(46万円)			青	○		
17	母子父子寡婦福祉資金 (就職支度資金)		○			△		就職支度費 10万円(就職に直接必要な被服・履物等の購入) 23万円(通勤用自動車等の資金)	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が貸付を受ける場合において、連帯保証人を立てない場合は有利子となります。(子どもに係る場合は無利子です。)		青	○		
18	島根「ふるさと」看護奨学金		○				卒業後看護師として県内の医療施設等(指定機関)で所定の期間勤務する意志のある学生	一括貸与 60万円	・在学する看護師養成施設は県外も含みます。 ・「Uターン枠」「過疎地域・離島枠」「助産師枠」の区分があります。 ・募集人員枠があります。	○	看			

<保証人欄の見方> 要＝保証人が必要 △＝保証人が必要な場合がある

< 問い合わせ先の見方 >

【各学校】 在籍または進学予定の学校

【島根県】

〔情〕:教育委員会学校企画課 情報・運営グループ 0852-22-6490

〔管〕:教育委員会学校企画課 管理・支援グループ 0852-22-5410

〔特〕:教育委員会特別支援教育課 企画グループ 0852-22-5420

〔総〕:総務部総務課 私学・県立大学室 0852-22-5017・5018

〔地〕:健康福祉部地域福祉課 生活保護グループ 0852-22-6525

〔青〕:健康福祉部青少年家庭課 ひとり親支援グループ 0852-22-6688

〔看〕:健康福祉部医療政策課 看護職員確保グループ 0852-22-5613

【福祉事務所】 お住まいの市町村の福祉事務所

【社福協】 お住まいの市町村の社会福祉協議会

島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 0852-32-5996

【その他】

〔民〕:お住まいの地区の民生委員

〔島〕:島根県育英会 0852-28-1981